

水産動植物の採捕の許可及び特別採捕許可に係る審査基準

1 目的

群馬県漁業調整規則（令和二年十一月十日規則第七十二号。以下「規則」という。）第三条第1項の水産動植物の採捕の許可申請又は規則第三十条の特別採捕許可申請に対する審査について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条で規定する審査基準を定めることによつて、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とします。

2 水産動植物の採捕の許可及び特別採捕許可

群馬県内の公共用水面において水産動植物の採捕を行う場合に必要となる許可です。

3 審査にあたっての基準

(1) 審査全般

- ① 申請の審査は、規則及び以下の基準により行います。
- ② 書類審査に加えて、許可前の現地調査又は許可後の現地調査及び竣工検査等、必要に応じて実施することがあります。
- ③ 許可をしない場合（規則第五条第1項）
 - ・次のア～エに該当する者ではないこと。
 - ア 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者。
 - イ 暴力団員等である者。
 - ウ 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者。
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
 - ・漁業調整のため必要があると認める場合

(2) 水産動植物の採捕の許可に関する基準

- ① 許可基準
 - ・漁業権が免許されている水面で採捕をする者は、当該漁業権者の同意を得ていること
 - ・水産動植物の数量及び種類が必要最小限であること
 - ・申請者が当該申請以前に採捕の許可及び特別採捕許可を受けている場合、その制限又は条件を遵守していた者であること
- ② 適用除外
 - ・漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - ・漁業法第七十条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

(3) 水産動植物の特別採捕許可に関する基準

- ① 申請の目的（規則第三十条）
 - ・申請に係る採捕の目的が、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給（以下、「試験研究等」という。）のいずれかであること。
- ② 試験研究等の定義
 - ・公的な機関が行う試験研究
 - ・環境調査会社等が公的機関の委託によつて行う調査
 - ・教育機関による教育実習、試験研究
 - ・増養殖用の種苗若しくは種卵の供給のための採捕
 - ・その他、①に準じる目的であつて、知事が認める場合
- ③ 許可基準
 - ・漁業権が免許されている水面で採捕をする者は、当該漁業権者の同意を得ていること
 - ・水産動植物の数量及び種類が必要最小限であること
 - ・採捕期間が6か月を超えない期間であること
 - ・申請者が当該申請以前に採捕の許可及び特別採捕許可を受けている場合、その制限又は条件を遵守していた者であること